平成２２年（フ）第５５１９号
東京都調布市布田２丁目42―44―202
債務者　田口　晃平
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５２０号
東京都板橋区向原１丁目17―10―111
債務者　寺澤　敏之
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５２１号
東京都中野区新井５丁目５―13―212
債務者　三ツ井永治
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５２２号
埼玉県北葛飾郡栗橋町南栗橋12丁目17―14
債務者　生井　友美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５２３号
東京都中野区南台２丁目37―９―202
債務者　森本　清文
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５２４号
東京都江戸川区平井４丁目19―４―301
債務者　白岩　　孝
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５２８号
東京都三鷹市野崎３丁目17―15　木浪方
債務者　犬丸　智恵
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５２９号
東京都東大和市南街２丁目19―13
債務者　松岡なぎさ
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５３７号
東京都足立区西新井４丁目36―７　第二諏訪木荘２―16
債務者　小野瀬　晃
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５３８号
東京都足立区千住元町５―５
債務者　米坂　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５４５号
東京都新宿区早稲田鶴巻町107　竹内方
債務者　長石　英三
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５５１号
東京都文京区向丘２丁目29―11―402
債務者　堀内　邦子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５５２号
埼玉県戸田市川岸２丁目５―11
債務者　奥田　　稔
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５５３号
埼玉県朝霞市栄町２丁目９―27―102
債務者　浜田　竜一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５５４号
埼玉県東松山市大字上野本561―５
債務者　牧　　道江
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５５７号
東京都練馬区豊玉中３丁目22―15―101
債務者　米澤　政雄
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部